

【 庁 議 記 録 】

- 1 日 時 平成30年 9 月27日（木） 午前 9 時 7 分～午前 9 時25分
- 2 場 所 市長公室
- 3 出席者 市長 副市長 教育長 参与(兼)児童青少年部長
 企画財政部長 総務部長 福祉保健部長 環境部長
 都市建設部長 議会事務局長 教育部長
幹 事 政策室長
- 4 欠席者 市民生活部長
- 5 会議結果

市 長 これより庁議を開催します。9月26日をもって決算特別委員会が終了しましたが、スムーズかつ建設的なやり取りができたと思います。

 ただし、総括質問の中に個別質問が入っていたことや、時間の都合上個別質問で深い議論ができないという課題も見られました。

 答弁について、実績等に関しては課長答弁でも問題ありませんが、各種計画や所信表明等に係る政策等に関しては部長が、政治的な内容に関しては市長が答弁した方が良いと感じました。今回はある程度調整がついていたので問題はありませんでした。課長が答弁に詰まったりした場合は部長にフォローをしていただきたいと思います。

 今回の決算特別委員会の中で出された意見や提案については、平成31年度の予算編成にも反映させる必要があるものもあるため、答弁内容を整理しておくようにしてください。

参 与 答弁の中で年度の読み間違いがいくつかありました。議事録において齟齬が生じる恐れがあるため、気をつけていただきたいと思います。

市 長 それでは、審議事項に入ります。審議事項1「平成29年度狛江市男女共同参画推進計画推進状況報告書（案）について」の説明をお願いします。

部 長 平成27年度に計画が改訂されてから、今回が3回目の評価となります。計画に記載されている全103事業について、各担当課において実績等の調査及び4段階の評価を行った結果、A評価が27%、B評価が73%、C及びD評価が0%となりました。この結果から、狛江市における男女共同参画は概ね順調に進んでいると思われ。各基本目標においてA評価がゼロとならないよう、引き続き取組みを進めていただきたいと思います。

 7ページをご覧ください。基本目標1の各事業の実績や評価、評価理由を記載し、基本目標1の評価集計と総括をまとめています。このページ以降、基本目標毎の総括を記載しています。

内容を確認いただき、修正等ある場合は10月3日までに政策室へ連絡をお願いします。

市長 本件について、意見等ありますか。

部長 評価結果については、庁内推進会議・本部の中でも審議を行っていますか。
部長 審議を行っています。

部長 平成29年度から30年度にかけて前市長のセクハラの問題がありましたが、事業27「ストーカーやセクシュアル・ハラスメント、虐待等の防止と対策」については、どのような議論がなされたかを教えてください。

部長 庁内推進会議については、出席をしていないため確認はとれていませんが、庁内推進本部では特に意見は出ませんでした。

市長 他に意見等ないようなので、次回以降の庁議において継続審議とします。

次に報告事項1「平成30年度狛江市外部評価委員会提言書について」は先程の行財政改革推進本部会議で了承されましたので、庁議としても了承とします。続いて報告事項2「庁舎内掲示物にかかる運用の変更について」を報告してください。

部長 庁舎の適正な維持管理及び美化促進を図るため、9月25日付けで狛江市役所庁舎掲示物に関する取扱要領を新たに定め、庁舎内掲示物に係る運用を変更しました。

変更点は大きく3点あり、1点目は、掲示板についてです。庁舎内共有部における掲示物は、総務課長が指定する全17か所の掲示板にのみ掲示をすることができることとし、掲示板以外の壁面、柱、窓等への掲示は原則として禁止としました。

2点目は、掲示できる掲示物の定義についてです。市又はその他官公署が作成したもの、それ以外のもので市が共催又は後援する事業のものに限り掲示を許可します。今までの掲示物も基本的にはこの定義に則ったものであったとは思いますが、改めて定義しました。

3点目は、手続についてです。掲示を希望する場合は、庁舎内掲示板掲示許可申請書を掲示物とあわせて総務課に提出していただきます。申請書はC-squareの庁内定型文書に登録しています。掲示は従前どおり主管課で行っていただきますが、撤去は総務課が行います。また、掲示期間については、2週間以内から1か月以内に変更しました。

なお、執務室内等の各課占用部への掲示については、各課の判断で掲示していただいて構いませんが、インフォメーション効果等、掲示の必要性を十分に吟味した上で掲示するようお願いします。

市長 本件について、質問等ありますか。

参与 会場をお知らせするための案内等も対象となりますか。

部 長 それらについては、従前どおり掲示していただいて構いませんが、その場合は主管課において掲示・撤去をお願いします。

副市長 添付期間を表示するためのスタンプは、これまでのものを継続して使用しますか。

部 長 これまでのものを引き続き使用します。

市 長 報告を了承とします。続いて報告事項3「狛江市体育施設の指定管理者の指定について」の報告をお願いします。

部 長 市体育施設は、平成21年4月1日から26年3月31日までの第1期に続き、26年4月1日からの第2期についても狛江市体育協会・東京アスレティッククラブ共同事業体と協定を結び、管理をお願いしているところです。現指定期間が平成30年度で終了となりますが、現行の指定管理者より31年度以降も継続して指定管理を行いたい旨の意思表示があったため、狛江市教育委員会が所管する公の施設に係る公募によらない指定管理者再指定に関する指針に基づき、手続を進めました。

 検証結果としては、10項目中、評価が5となったのが1項目、4となったのが5項目、3となったのが4項目となり、総合評価は「期待値を上回る」という評価であるA評価となりました。

 指定管理者の指定の意義については、狛江市の体育施設の指定管理業務に関する協定書第2条に「民間事業者である能力を活用しつつ、市民に対する施設サービスの効果及び効率を向上させ、もって健康で文化的な生活の向上に寄与する」と規定されているところですが、現指定管理者はこの意義に沿って指定管理業務を実施しており、今期以上の成果が期待できると判断されたため、再指定を行うという結論に至りました。

 なお、本件は9月11日の教育委員会定例会で承認されています。

市 長 報告を了承とします。

 他にないようなので、以上で本日の庁議を終了します。次回の庁議は、10月9日午前9時から開催します。